

鹿市議 第1533号

令和4年3月22日

市議会議員 殿

市議会議長

川越桂路

議案の追加送付について

今議会に対し、次の議案2件の追加提出がありましたので、別紙のとおり送付します。

記

第169号議案 鹿児島市議会委員会条例一部改正の件

第170号議案 鹿児島市議会会議規則一部改正の件

定第169号議案

鹿児島市議会委員会条例一部改正の件

鹿児島市議会委員会条例（昭和42年条例第132号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月18日

提 出

鹿児島市議会議員 古 江 尚 子  
" 松 尾 ま こと  
" 中 元 か つ あ き  
" 霜 出 佳 寿  
" 米 山 た い す け  
" し ら が 郁 代  
" 大 園 た つ や  
" 大 森 忍  
" 山 口 健  
" 志 摩 れ い 子  
" 入 船 攻 一  
" ま つ お 晴 代  
" の ぐ ち 英 一 郎  
" 大 園 盛 仁  
" 小 川 み さ 子  
" 小 森 こ う ぶ ん

鹿児島市議会委員会条例の一部を改正する条例

目次中

「第15条（招集）」

を

「第15条（招集）」

第15条の2（委員会の開会方法の特例）」

に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第15条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして、委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第18条に次の1項を加える。

2 前項の委員長又は委員が、第15条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

第21条に次の1項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第25条に次の1項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。

第28条に次の1項を加える。

2 前項ただし書は、オンラインによる方法で出席する公述人には準用しない。

第29条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（鹿児島市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

2 鹿児島市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項に次のただし書を加える。

ただし、同条例第15条の2に規定するオンラインによる方法で委員会に出席したとき

は、支給しない。

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等に伴い委員が委員会の開会場所に参集することが困難な場合に、オンラインによる方法で委員会を開くことができるようにするため、規定の追加等をするものである。

(参 照)

鹿児島市議会委員会条例（抜粋）

目次

第1条～第14条 略す

第15条(招集)

第16条～第31条 略す

付則

定第170号議案

鹿児島市議会会議規則一部改正の件

鹿児島市議会会議規則（昭和42年議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月18日

提 出

鹿児島市議会議員 古 江 尚 子  
" 松 尾 ま こと  
" 中 元 かつあき  
" 霜 出 佳 寿  
" 米 山 たいすけ  
" し ら が 郁 代  
" 大 園 た つ や  
" 大 森 忍  
" 山 口 健  
" 志 摩 れ い 子  
" 入 船 攻 一  
" ま つ お 晴 代  
" の ぐ ち 英 一 郎  
" 大 園 盛 仁  
" 小 川 み さ 子  
" 小 森 こうぶん

鹿児島市議会会議規則の一部を改正する規則

目次中

「第93条（定足数に関する措置）」

を

「第93条（定足数に関する措置）」

第93条の2（出席委員に関する措置）」

に改める。

第2章第1節中第93条の次に次の1条を加える。

（出席委員に関する措置）

第93条の2 この章における出席委員には、鹿児島市議会委員会条例（昭和42年条例第132号。以下「条例」という。）の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席した委員を含む。

第118条に次の1項を加える。

3 前2項の場合において、条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

第128条に次のただし書を加える。

ただし、条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

第141条に次の1項を加える。

3 前項の場合において、条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

鹿児島市議会委員会条例の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等に伴い委員が委員会の開会場所に参集することが困難な場合に、オンラインによる方法で委員会を開くことができるようにするため、規定の追加等をするものである。

（参 照）

鹿児島市議会会議規則（抜粋）

目次

第1章 略す

第2章 委員会

第1節 総則

第89条～第92条 略す

第93条(定足数に関する措置)

第2節～第6節 略す

第3章～第8章 略す

付則